

ベース・レジストリの整備及びその利用を促進 するための改善について

2023年11月22日

デジタル庁

本日議論いただきたいこと

背景：

2023年5月30日 デジタル臨時行政調査会

- ・登記情報から共有するマスターデータの項目特定（年内に確定）
- ・情報連携や変更手続等の省略を可能とするための制度的な措置（年内に結論）
- ・システム開発の工程表策定（年内に策定）

を提示させていただいた。

これまで、ベース・レジストリと制度的課題について議論をいただいていたところであり、また、関係省庁との調整を踏まえ、年内に確定等としている上記について、案を示させていただく。

本日議論いただきたい課題：

上記案について、議論いただきたい。

デジタル臨時行政調査会での議論

課題2：AI時代の官民データ整備・制度対応

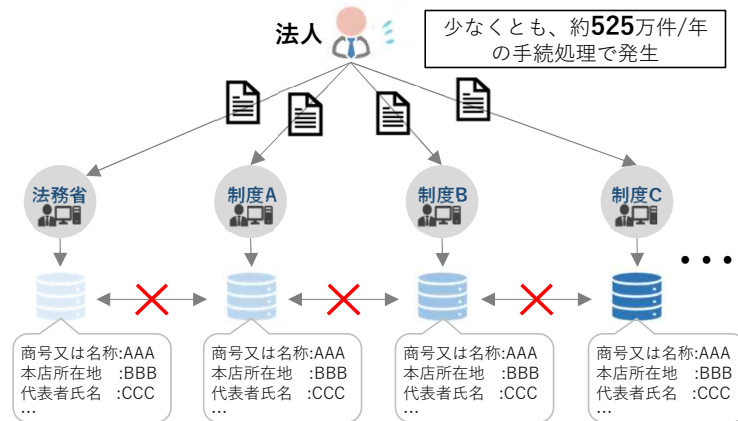
第7回デジタル臨時行政調査会

- ベース・レジストリ等のデータ連携に関する制度の創設
組織や制度の縦割りを打破し、法人番号等を徹底活用して行政機関間で情報をスムーズに共有することで、行政手続における届出等の省略（ワンスオンリー）や行政事務の効率化に加え、民間事業者の業務効率化や経済取引活性化を実現し、AIやデータを活用する社会の実現に寄与
- 法人・不動産あわせて、合計約2,000億円のコストに対する削減に寄与
- データクレンジングや安定的な提供にノウハウがある国立印刷局の知見の活用も検討

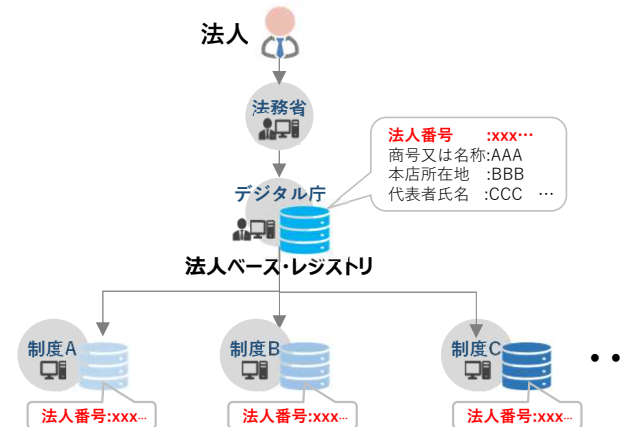
法人

行政手続における効果

【現状】
法人は制度毎に手続が必要



【目指す姿】
法人は登記さえ変えればよい



政策効果

法人分野では、手続省略等の実現により約830億円のコスト削減

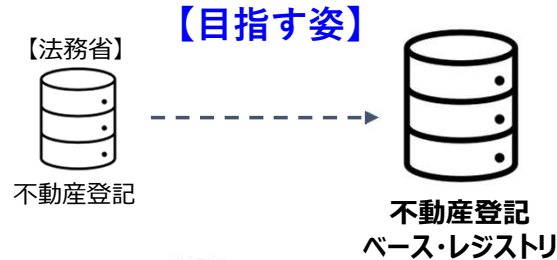
今後の取組方針

1. 業務 商業登記情報から共有開始。共有するマスターデータの項目特定（年内に確定）
2. 法令 機関間の情報連携や変更手続等の省略を可能にするための制度的な措置（年内に結論）
3. システム 基幹システム更改を見据えた全体設計と移行期の速やかな提供（年内に工程表策定）

課題2：AI時代の官民データ整備・制度対応

不動産

【現状】住所・所在地情報について、管理主体が縦割りで、誰もが活用可能なマスターデータがない
 【取組】ABRを整備し、正となる住所・所在情報を容易に確認可能にする



【現状】不動産登記情報について、ユーザ側の行政機関ごとに、データを必要とする度にデータ抽出の作業が発生
 【取組】行政機関がデータを取得する機能を不動産登記ベース・レジストリに一本化することで、重複作業を解消する

【総務省】
 ・ 都道府県名・市区町村名の変更等

【自治体】
 ・ 町字の新設・変更・廃止
 ・ 街区符号・住居番号等の付番 (地図情報含む)

【法務省】
 ・ 地番区域情報
 ・ 地図
 ※ 実際は不動産登記ベース・レジストリ経由でデータ受領

【現状】住所の表記揺れによる社会損失
 ・ 宅配事業者に多大な住所調査業務が発生
 ・ 行政手続きにおいて、申請書類の住所の確認業務が発生
 【取組】住所入力時にABRを参照することで、表記揺れを防止

【現状】土地・建物の情報管理が非効率
 ・ 農地において、自治体や農業関係機関等の各機関が類似内容の地図を作成し、それを元に現地調査
 【取組】不動産登記由来の情報を使って、情報連携を容易にする取組を実施
 ・ 地番情報をキーに各機関の台帳を紐付けて現場の農地情報を統合し、台帳管理や現地調査の業務を効率化



政策効果 不動産登記情報を悉皆的に活用した取組により課題解決を促進

- ・ (農地管理) 紙ベースの台帳管理・現地調査により、現状年間約820億円のコストが発生
- ・ (不動産取引) 査定や契約に必要な情報収集に、現状年間約420億円のコストが発生

今後の取組方針

土地・建物については、不動産登記情報に関して、法人と同様の対応 (前ページ)
 住所や所在地情報について、各主体がバラバラに管理している情報をアドレス・ベース・レジストリが集約し、随時更新する仕組みを整備 (令和7年度までに整備)

共有するマスターデータの項目特定

(商業登記) 共有するマスターデータの項目案

- 商業登記について、登記事項証明書の添付省略や、関係する行政機関を対象にデータの提供等を行うためには、データの内容や利用目的に応じて必要となる登記事項の項目を特定し、必要な情報を提供するための適切なアクセスコントロールを行うことが必要。

商業登記の項目 (手続数・機関数) ※全項目のうち、代表的なものを抜粋	登記事項証明書の添付省略 省庁 全自治体	入力の簡素化 (プレプリント) 少なくとも20手続きで ニーズあり	変更届出の "みなし"等 少なくとも20手続きで ニーズあり	その他登記情報 取得のオンライン化 (公用請求等) 省庁 全自治体	行政機関での利活用のための提供			
					国税庁 ※法人番号システム等での利用	厚生労働省 ※労働保険・社会保険での利用	総務省 ※事業所母集団データベースでの利用	法務省 ※登記所で利用
会社法人等番号	○	○	○	○	○	○	○	○
商号	○	○	○	○	○	○	○	○
本店 (本店の所在地)	○	○	○	○	○	○	○	○
公告する方法	○			○				○
会社設立の年月日	○			○	○	○	○	○
目的	○			○	○	○	○	○
発行可能株式総数	○			○				○
発行済株式の総数並びに種類及び数	○			○				○
資本金の額	○	○	○	○	○	○	○	○
株式の譲渡制限に関する規定	○			○				○
役員に関する事項 (代表者)	○	○	○	○	○	○		○
役員に関する事項 (役員)	○	○	○	○	○			○
支店 (支店の所在地)	○			○	○	○	○	○
登記記録に関する事項	○			○	○	○	○	○

マスターデータ

提供先の行政機関が参照する項目

(不動産登記) 共有するマスターデータの項目案

- 不動産登記についても同様に、登記事項証明書の添付省略や、関係する行政機関を対象にデータの提供等を行うためには、データの内容や利用目的に応じて必要となる登記事項の項目を特定し、必要な情報を提供するための適切なアクセスコントロールを行うことが必要。

不動産登記の項目 (手続数・機関数) ※全項目のうち、代表的なものを抜粋			登記事項 証明書の 添付省略 省庁 全自治体	入力の簡素 化 (プレプ リント) 不動産登記は該 当なし	変更届出の "みなし"等 少なくとも2手続 きでニーズあり	その他登記情 報取得のオンラ イン化 (公用 請求等) 省庁 全自治体	行政機関での利活用のための提供							
							国税庁 ※課税業務での 利用	国土交 通省 ※不動産取引価 格の調査での利 用	総務省 ※固定資産課税 業務での利用	デジタル 庁 ※アドレス・ ベース・レジス トリでの利用	国土交 通省 ※不動産IDで の利用	農林水 産省 ※eMAFF地図 での利用	内閣府 ※RESUM(重 要土地情報で の利用)	法務省 ※登記所で 利用
土地	表示	不動産番号	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		所在	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		地番	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		地目	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		地積	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		原因及びその日付	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	所有者	所有者情報 (氏名・住所)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建物	表示	不動産番号	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
		家屋番号	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
		所在及び地番	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
		建物の名称	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
		種類・構造	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
		床面積	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
		原因及びその日付	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	所有者	所有者情報 (氏名・住所)	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○

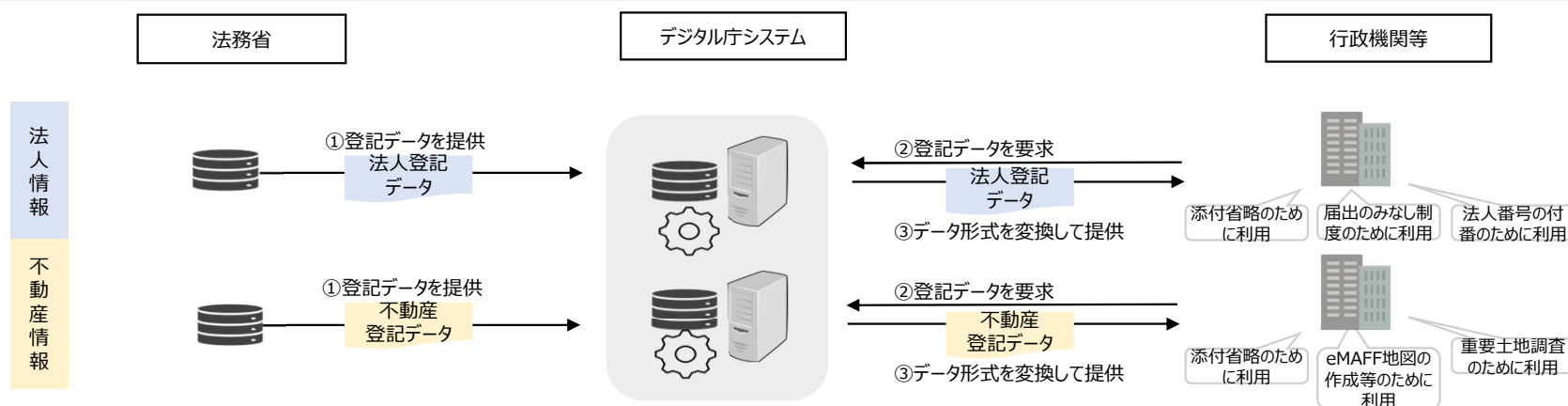
マスターデータ

提供先の行政機関が参照する項目

制度的（法令上）の整理案

登記情報の提供の根拠に関する整理案

- 前掲の「共有するマスターデータの項目特定」の利用事務を担う行政機関等を対象として、その利用事務に応じた登記情報の提供については、ベース・レジストリの取組内容として、**閣議決定により、確定するもの**とする。
- このベース・レジストリの取組としての登記情報の提供は、デジタル庁が整備するシステムを利用して、**法務省からデジタル庁、デジタル庁から行政機関等**に提供することによって実現するところ、これらは保有個人情報の取扱いとなるため、個人情報の保護に関する法律(以下「個情法」)の適用に関する整理が必要。
- この整理に関しては、いずれも**登記情報の提供を、保有個人情報の利用目的内の提供として実現することとする**。この場合、**法務省**において登記情報に係る**既存の利用目的の変更**(個情法第61条第3項)、**デジタル庁**において登記情報に係る**新たな利用目的の特定**を行うものとする。
- 具体的な利用目的の変更・特定の内容については、「**閣議決定によって確定した内容に基づき、登記情報を提供する**」という趣旨を**明確化する方向で検討し**、引き続き、法務省・個人情報保護委員会事務局と協議の上、**確定し、かつ、公表する**。

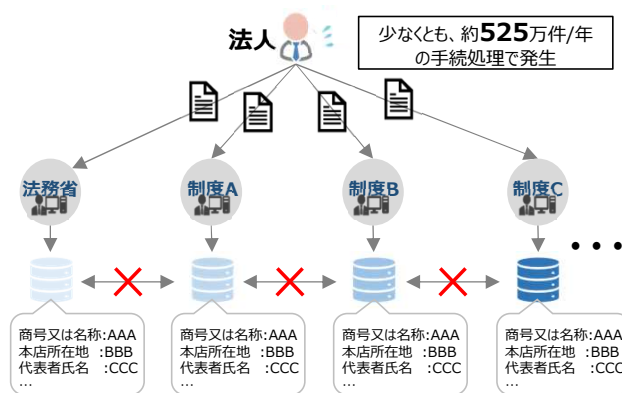


変更手続等の省略を可能にするための制度的な措置案

- 変更届出の“みなし”**は、個別の法令における変更の届出を所管する行政機関等が、当該変更の届出の対象となる事項について、当該事項の届出を行う法人から変更の届出を受ける代わりに、システム間連携により、当該事項と同一の登記事項の情報を入手することによって、その入手したタイミングで、当該変更の届出がなされたこととするものであり、**現行法令下においては実現ができない**。
- そこで、**法人の変更届出の“みなし”制度**については、新たに、**①変更の届出を受ける代わりに、登記情報を確実に入手するための仕組みを構築し、②その仕組みによって登記情報をその行政機関等が受領したことをもって、変更の届出が行われたものとみなす等の規定について検討する**。

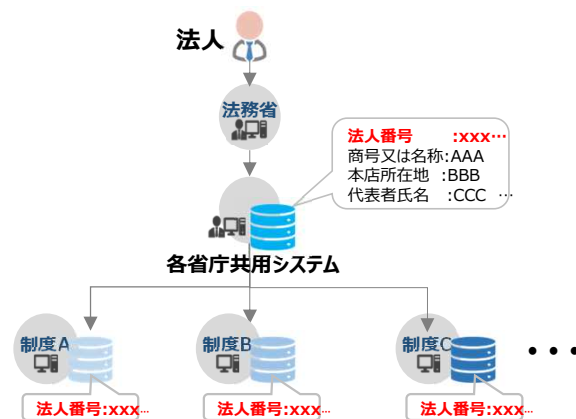
【現状】

法人は制度毎に手続が必要



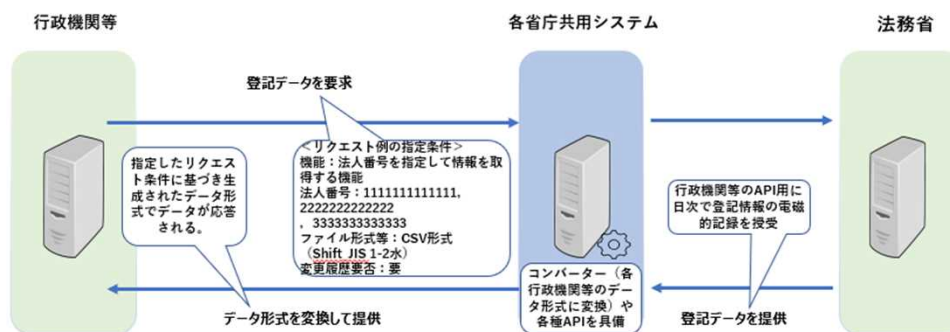
【目指す姿】

法人は登記さえ変えればよい



【バックオフィス連携案】

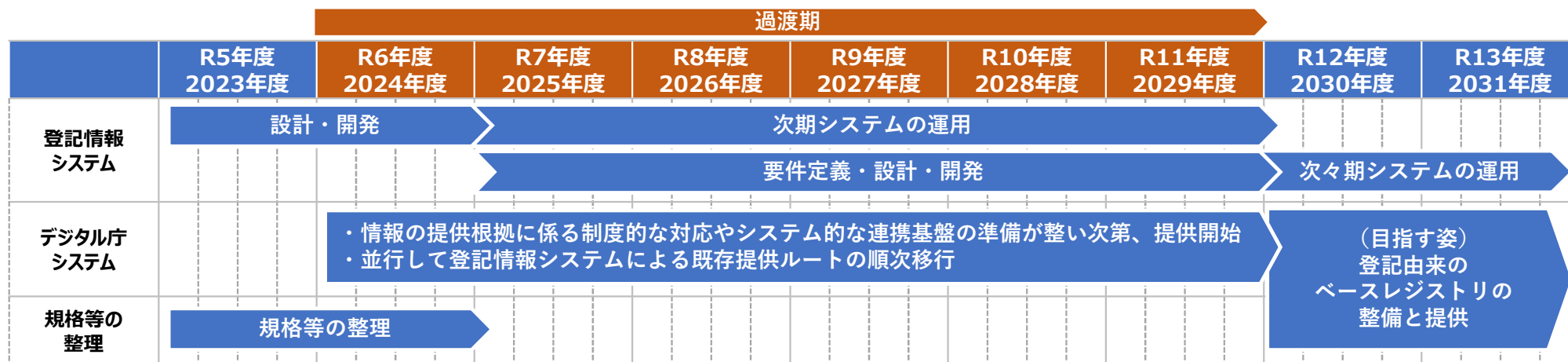
登記データの授受を確実に実現する



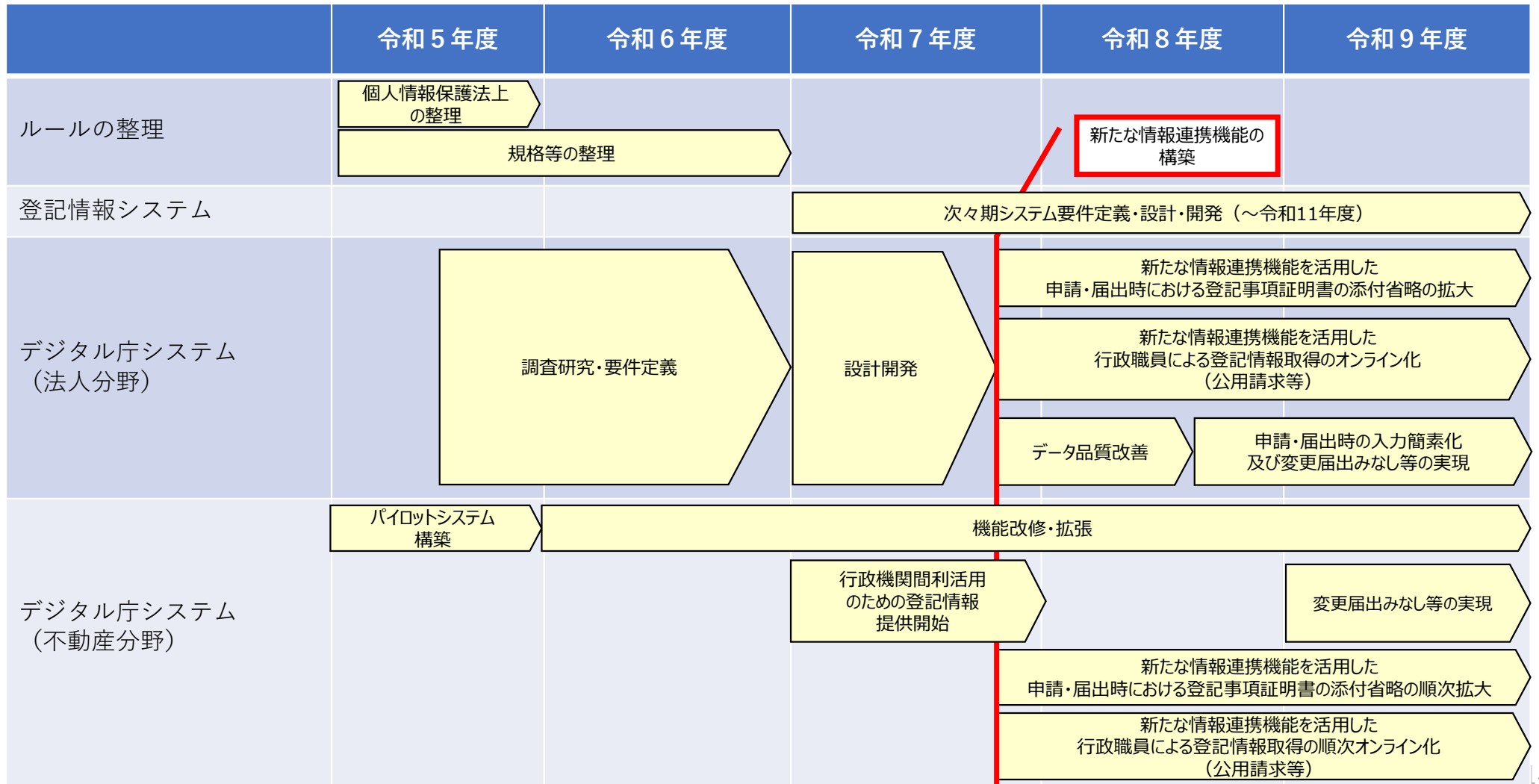
ロードマップ案

方針に基づくロードマップの考え方（案）

- ① 登記由来のベース・レジストリの整備と提供については、登記情報システムの次々期更改タイミング（2030年予定）に完成を目指す
- ② 過渡期においては、デジタル庁において、情報の提供根拠に係る制度的な対応やシステム的な連携基盤の準備が整い次第、住所の正規化や文字の縮退等を実施した上で、速やかに登記情報の提供を開始。これまでの既存の提供ルートについては、デジタル庁側の準備が済み次第、順次移行する
- ③ 次々期登記情報システムの更改を見据え、デジタル庁において、国の行政機関等における「住所」や「文字」に係る規格の整理を行う



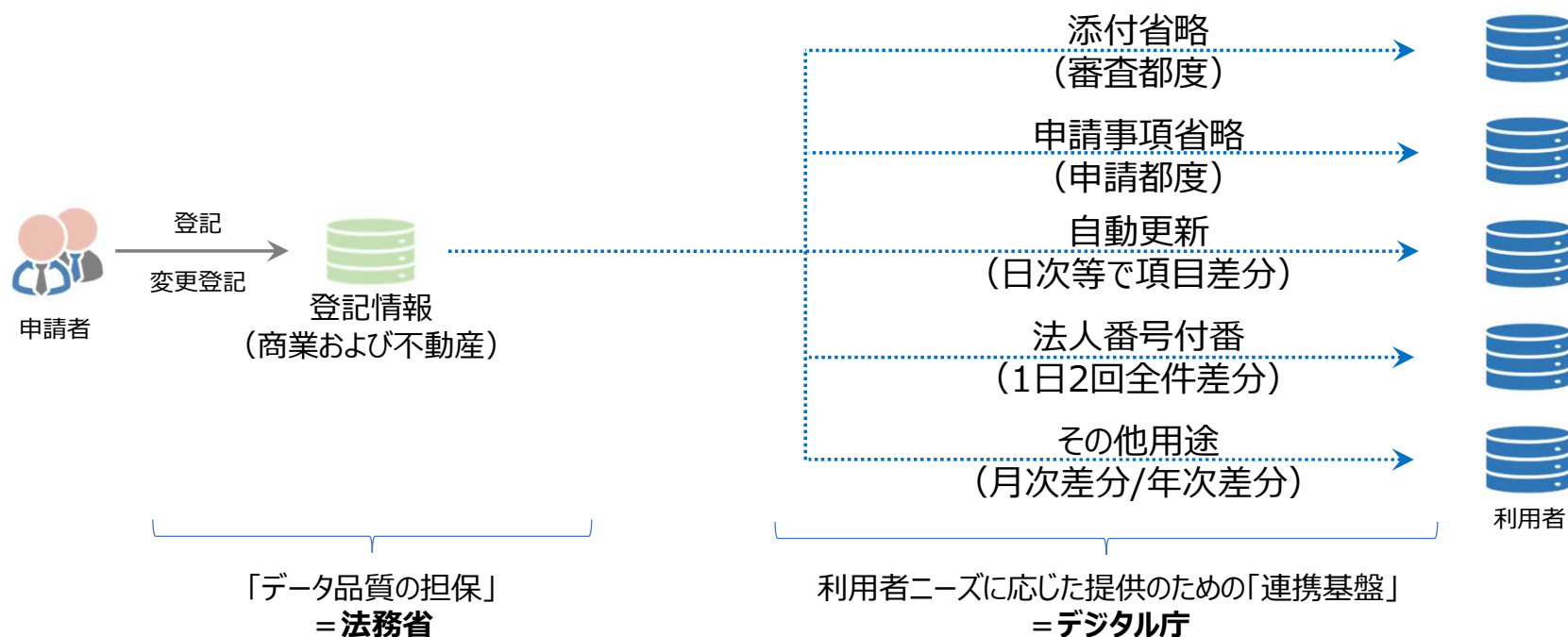
ロードマップ案



(参考)

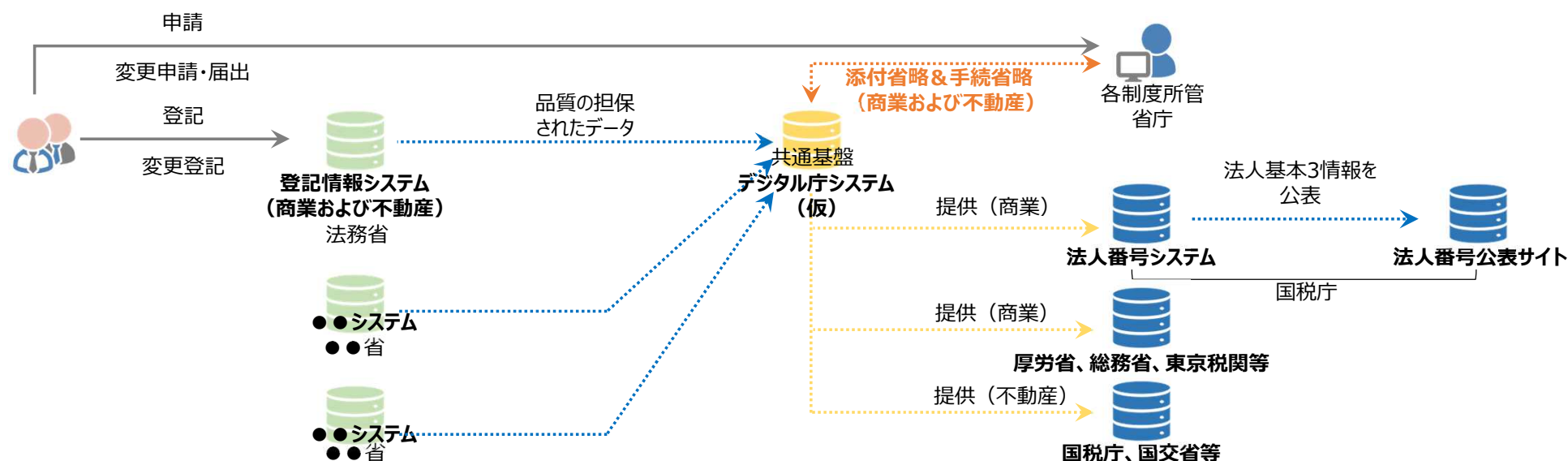
登記情報提供のための方針と役割

- 登記情報の利用者ニーズ（項目/頻度等）に応じ、APIや認証認可等の情報提供するための「連携基盤」については、データの拡張性も考慮し、共通基盤としてデジタル庁が整備。
- その上で、「データ品質の担保」については、上流で担うほど全体最適が実現できることから、登記申請者等とタッチポイントを持つ法務省にて、その役割を担う。



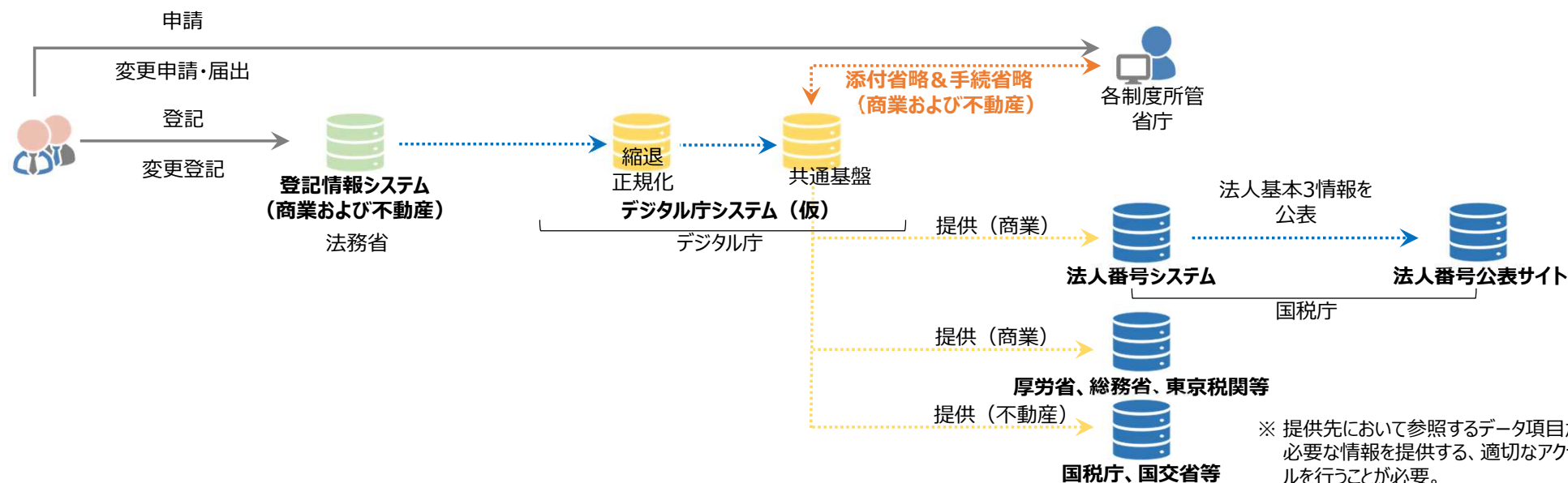
登記由来のベース・レジストリの整備と提供 目指す姿

- 法務省の運用管理する、登記情報システムに、「データ品質の担保」を担うための規格等のルールを適用することは、既に次期システムが開発段階にあることから、**次々期システム更改（2030年予定）のタイミングで適用していくことが現実的。**
- また、次々期システム更改を見据え、**国の行政機関等における「住所」や「文字」に係る規格、登記時における入力ルール等の検討も、登記制度との整合性に留意しつつ、並行して行うことが適切。**



過渡期における対応

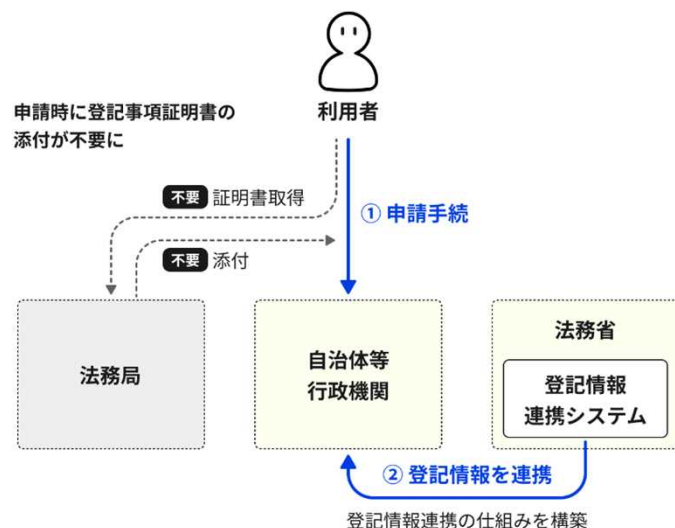
- 登記情報システムの次々期システム更改（2030年予定）までの過渡期においては、**デジタル庁にて、情報の提供根拠に係る制度的な対応やシステムの共通基盤の準備が整い次第、住所の正規化や文字の縮退等を実施した上で、利用者への登記情報の提供を開始する。**
- また、デジタル庁側の**準備が済み次第、登記情報システム経由による、既存の提供ルート**については、**順次移行して一本化する。**



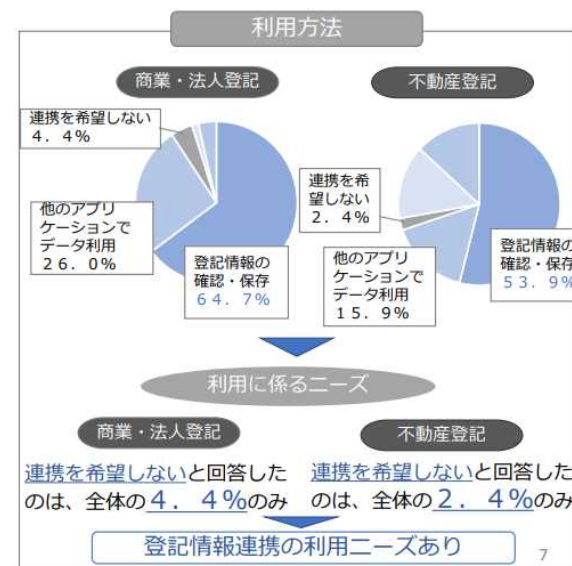
① 登記事項証明書の添付省略

- 行政機関等の手続において、法令に基づき登記事項証明書の添付を求めている場合、申請者等が当該証明書の添付をする代わりに行政機関等が、当該証明書に係る情報を閲覧又は入手（データ連携）できる場合は、申請者等は当該添付を要しないとするもの。
- 国の手続については、令和2年10月から登記情報連携の運用を開始。自治体からの強い利用ニーズが存在するところ、ベースレジストリの整備にあわせ、自治体に対する提供を進めていきたい。

添付省略の概要

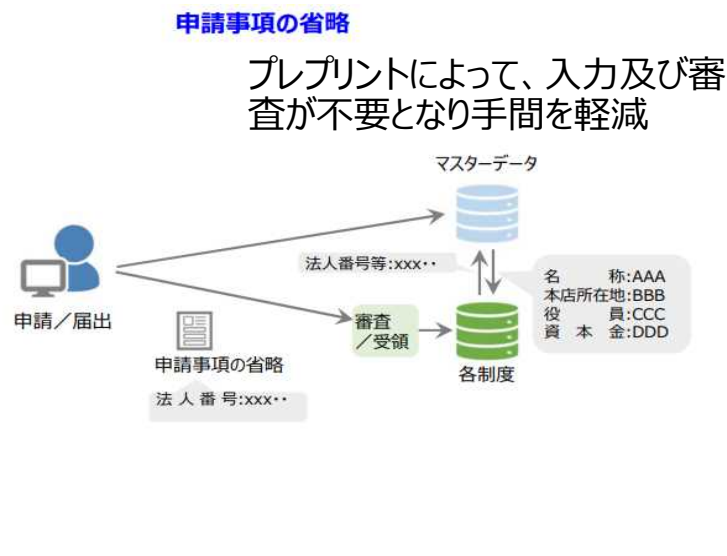
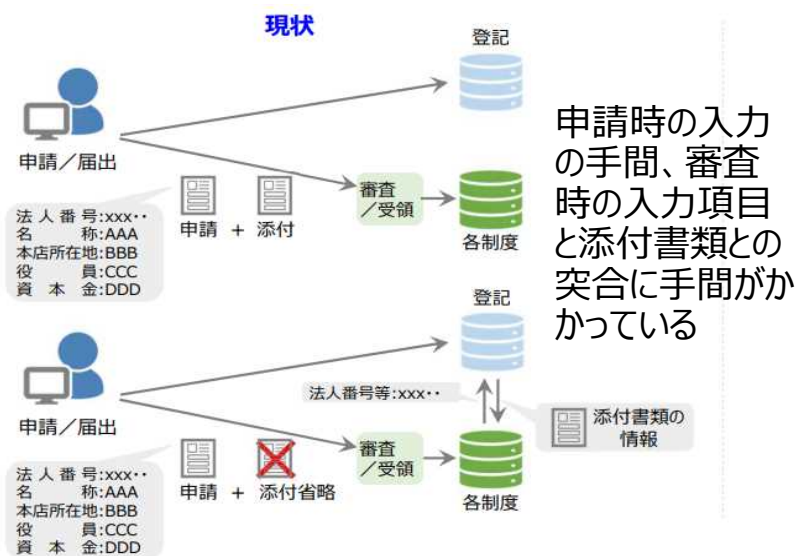


自治体のニーズ

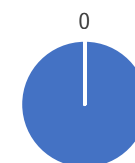


② 入力 simplification (Preprint)

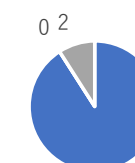
- 手続等における登記事項証明書の添付省略の取組においては、法人の名称、本店所在地、代表者氏名、役員氏名等の基本情報について、申請者が入力した項目と、登記事項証明書に記録された情報を、審査を行う行政機関等が目視突合等を行っており、負担になっている。
- 手続等における申請システムにおいて、登記事項証明書と同一の内容の項目については、登記事項証明書に記録された情報を、行政機関同士のデータ連携により、プレプリントして自動入力させることにより、申請者の入力ミスや、審査者の突合コストを削減することができる。



入力簡素化に関心があるか



整備後、検討したいか



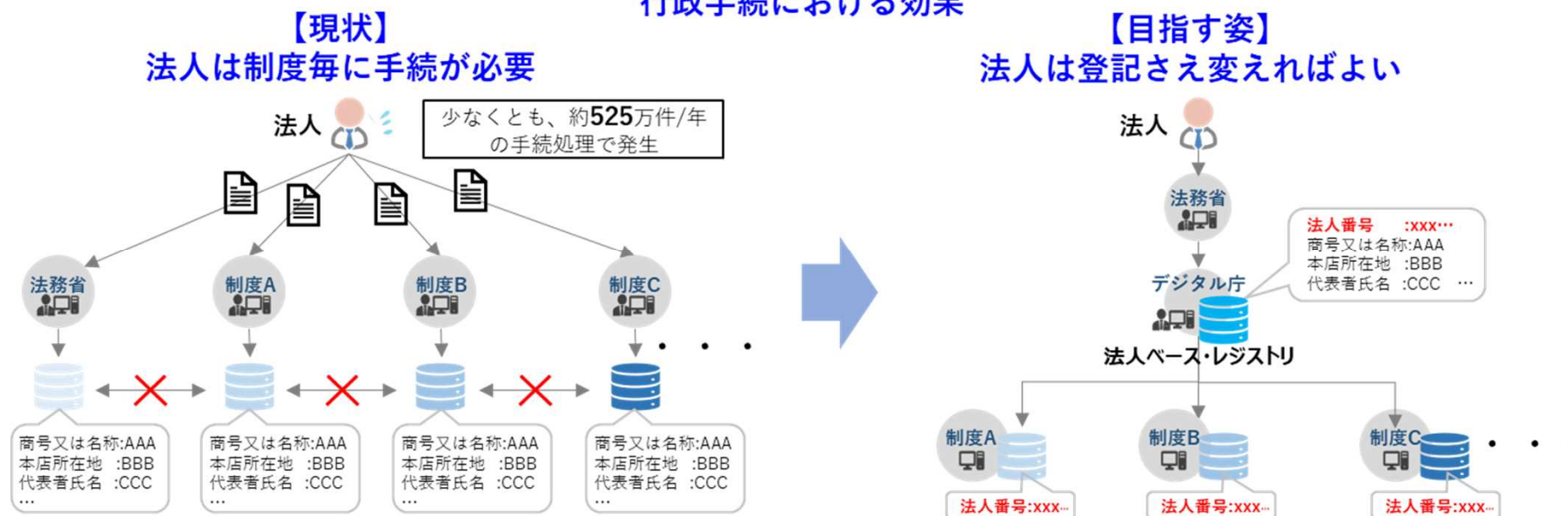
デジタル臨時行政調査会作業部会（第18回）より抜粋

■ 検討したい ■ 検討しない ■ わからない

③ 変更届出の“みなし”（1）

- 現状は、登記と重複する項目について、制度毎に変更届出がなされている。
- 今後は、各制度と商業登記由来のマスターデータが連携することにより、登記の変更さえすれば、重複する項目については各制度における変更届出を簡素化することを実現していく。

行政手続における効果

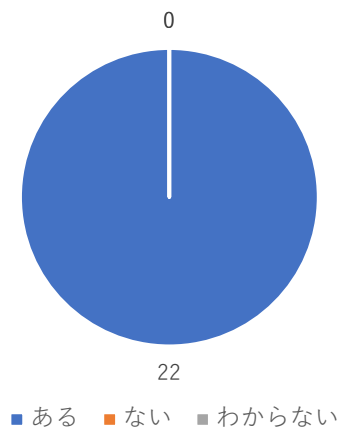


③ 変更届出の“みなし”（2）

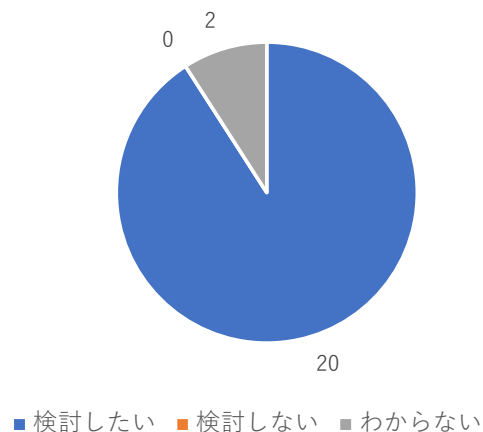
- 各法令において変更の届出の対象となる事項を見ると、法人に関する「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」「代表者氏名」「代表者住所」「役員氏名」「資本金」が届出の対象となる。

<届出みなしに関するアンケート>

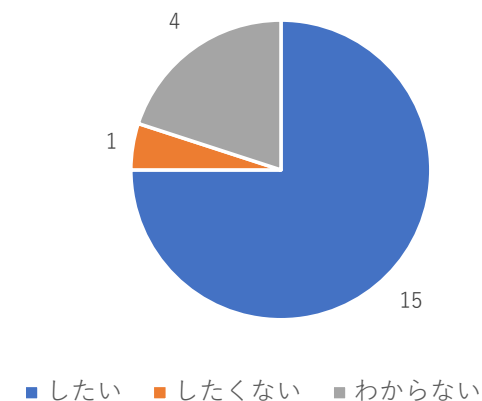
届出“みなし”に関心があるか



制度整備後、検討したいか



実証があれば実施したいか

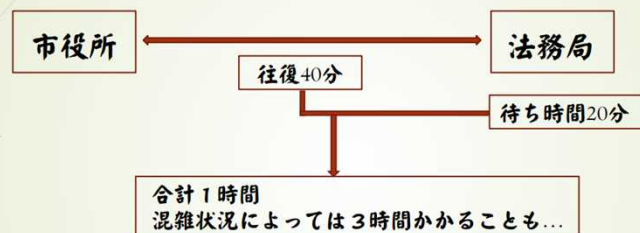


④ その他登記情報取得のオンライン化（公用請求等）

- 行政職員が業務において登記情報の取得の必要性が発生した際に、現在は登記所に出向き紙で取得している登記事項証明書について、オンライン化により、リアルタイムで登記情報の電子での取得を可能とする。

現状：行政事務に利用する登記事項
証明書の取得に時間がかかっている。

1. 課題意識



往復や待機に費やしている時間を削減できれば、1～3時間も別の業務に取り組むことができる
状況改善して業務効率化に繋がらないか

令和5年度地方分権改革に関する提案募集
提案団体提出資料（ひたちなか市）より抜粋

目指す姿：オンライン化により、リアルタイムで
登記情報を取得できるようになる。

①業務での登記情報
の取得の必要性発生



②ログイン・検索

③検索結果表示
ダウンロード



令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（案）

※調整中

公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の
手続については、早期の対応に向けてシステム整備等の工程表
を令和5年度中に作成し、必要な措置を講ずる。

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2～4（略）

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一～十一（略）

2・3（略）

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2～5（略）